

会議記録

附属機関の名称	熊谷市高齢社会対策審議会 (第1回 熊谷市高齢社会対策審議会)
開催日時	令和7年12月25日(木曜) 午後1時30分から午後3時45分まで
開催場所	熊谷市緑化センター 研修室(2階)
出席者	委員 15名 西村 淳 (立正大学) 桜井 くるみ (熊谷市議会) 田中 正 (熊谷市議会) 西山 秀木 (熊谷市医師会) 三橋 守泰 (熊谷市歯科医師会) 坂田 浩一 (熊谷薬剤師会) 手塚 明正 (埼玉県北部福祉事務所) 大野 伸廣 (熊谷市民生委員・児童委員協議会) 寺田 治子 (熊谷市社会福祉協議会) 福田 ひろみ (熊谷市シルバー人材センター) 吉澤 聡一 (埼玉県老人福祉施設協議会) 白石 隆 (熊谷市自治会連合会) 藤野 銀三 (熊谷市長寿クラブ連合会) 藤嶋 正 (公募) 藤井 恵一 (公募) 事務局 4名 堀口 雅弘 (福祉部長) 大橋 登 (長寿いきがい課長) 関根 正樹 (長寿いきがい課副課長) 瀬島 菜那 (長寿いきがい課主事) 計19名
傍聴人	なし
問い合わせ先 (所管課)	福祉部長寿いきがい課(市役所本庁舎1階) Tel 048-524-1111(内線272、280)

内容	第 1 回 熊谷市高齢社会対策審議会 会議内容 【全体の流れ】 前半部：儀礼的手続 ・ 審議会の目的の説明、配付資料の確認 ・ 委嘱状の交付 ・ 挨拶、委員自己紹介、事務局自己紹介 ・ 会議成立の確認 ⇒<u>会議が成立していることを確認した。</u> ・ 会長及び副会長の互選 ⇒<u>本審議会の会長を西村委員、副会長を西山委員と決定した。</u> ・ 会長挨拶 ・ 諮問 後半部：審議 ・ 議題(1) 会議の公開について ・ 議題(2) 高齢社会対策基本計画について - ア スケジュール概要 - イ 将来像等の修正 - ウ アンケート項目 ・ 事務局からの連絡事項 【前半部：儀礼的手続】 ・ 審議会の目的の説明（事務局） 本審議会は、「熊谷市高齢社会対策審議会条例」第 1 条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、高齢社会対策基本計画の策定に関し、必要な事項を審議するために設置されるものである。 ・ 配付資料の確認 「第 1 回 熊谷市高齢社会対策審議会 次第」 【資料 1】 熊谷市高齢社会対策審議会委員名簿 【資料 2】 熊谷市高齢社会対策審議会条例 【資料 3】 熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱 【資料 4】 熊谷市高齢社会対策審議会スケジュール（案） 【資料 5】 熊谷市高齢社会対策基本計画策定スケジュール（案） 【資料 6-1】 将来像等の修正案 【資料 6-2】 将来像等（現行計画） 【資料 7-1】 市民アンケート設問（案） 【資料 7-2】 市民提供用基礎資料 【資料 7-3】 関係事業者アンケート設問（案） 【資料 8】 御意見・御質問票（様式） 【資料 9】 事前に委員から提出された御意見・御質問票（事務局回答付き） 『高齢社会対策基本計画（令和 6 年度から令和 8 年度）』 ※現行計画 『シルバーガイド』 ・ 委嘱状の交付：市長代理として福祉部長より 15 名の委員に委嘱状を交付 ・ 挨拶：市長代理として福祉部長が挨拶 ・ 委員自己紹介：審議会委員名簿順に 15 名の委員が自己紹介 ・ 事務局自己紹介：事務局職員 3 名が自己紹介
-----------	--

・**会議成立の確認**

審議会条例第5条第2項の規定により、過半数の委員の出席により会議成立となるが、全15名の委員のうち15名全員が出席しており過半数に達しているため、**第1回審議会は成立**となった。

・**会長及び副会長の互選**

審議会条例第4条第1項の規定により、審議会の会長及び副会長は委員の互選により定めることとされている（会長が決定するまでの会議の座長は福祉部長）。会長・副会長への立候補や推薦の声は出なかった。「事務局案があれば、お示しいただければありがたい」との声があったため、事務局案を提示した。

[事務局案]

- ・審議会の会長については、前回および前々回とも立正大学の教授に会長を務めていただいた経緯を踏まえ、今回も立正大学より推薦いただいた西村委員を会長に推薦したい。
- ・審議会の副会長については、前回および前々回とも医師会の西山様に副会長を務めていただいた経緯を踏まえ、今回も医師会より推薦いただいた西山委員を副会長に推薦したい。

事務局の案に対し、他の委員より異議なしの声が挙がり、**本審議会の会長を西村委員、副会長を西山委員と決定**した。

- ・会長挨拶：西村会長より着任の挨拶をいただいた。
- ・諮問：福祉部長から西村会長に諮問書を渡し、西村会長により朗読された。

【後半部：審議】

[議題]

- (1) 会議の公開について
- (2) 高齢社会対策基本計画について
 - ア スケジュール概要
 - イ 将来像等の修正
 - ウ アンケート項目

[結論・決定事項]

- (1) 会議の公開について
 - ・本審議회를公開とする。
 - ・傍聴人の人数は10人とする。
 - ・傍聴人の受付の方法は、従前どおり先着順とする。
※この点に関しての反対意見は出なかった。
 - ・インターネット公開など、審議会の公開手段について、委員からの意見を所管部署に伝え、より良い別のやり方について今後検討する。
 - ・委員名の公表については、公表することとし、委員名の一覧を記載する（別添資料に目を移さなくて済むように、会議記録の「出席者」欄に列記）。
 - ・資料の公表については、必ずしも全部添付する必要はないが、添付しないと分かりづらい場合は添付することとする。
 - ・記録の詳細度については、逐語録（書き起こし）ではないが、できるだけ詳しいものを作成する。資料の何頁目というのを見なくても、審議内容や決定事項が分かるような記録にする。

- ・承認プロセスについては、今回どのような会議記録を公表するかについて西村会長に一任する。事務局が会長にまず提出し、各委員の御意見を回想していただきながらチェックをしていただいた後に公表する。
- ・今回は上記のようなやり方で実施し、今後、再検討した方がいい点があれば、次の審議会で検討する。

(2) 高齢社会対策基本計画について

ア スケジュール概要

- ・審議会のスケジュールについて、反対意見は出なかった。
- ・案の審議は第2回と第3回の計2回の審議会で実施するが、第3回目でパブリックコメントに出す案を作ることになるため、できるだけ第2回で意見を出しておくよう意識する（ただし進捗状況による）。
- ・第2回審議会の開催前に事前に素案を各委員に配付し、事前に目を通していただき、審議会の際に御意見をいただく。
- ・資料の事前配付の方法は委員ごとに対応する。
※電子メールでの配付の問題点として、添付容量の制限や、家庭用インクジェットプリンターでは両面印刷が困難であることが分かった。
- ・いただいた御意見は、事務局内部だけで保管せず、委員全員に配付し共有する。
- ・来年8月頃を目途に、大里広域市町村圏組合に意見照会を行う。

イ 将来像等の修正

- ・新たな将来像に使用する言葉について、個人寄りの言葉から地域社会寄りの言葉に変更する方向性については、反対意見は出なかった。
- ・「地域共生」や「持続」という言葉についての説明が不足しているため、どこかで補足説明を入れ、読み手が理解できるように工夫する。
- ・将来像の表現に関して、健康長寿のような高齢者に特化した言葉を入れたいという意見が多かったため、言葉を工夫し、次の審議会で再検討することとなった（※一方で、階層構造になっているため下の層の部分で補足すればいいという意見も出た。）。
- ・「自助」や「互助」という言葉も、計画内の説明部分や主要施策内といった下の層で使用する想定。
- ・その他の細かい言葉についても今後調整や見直しをしていく。

ウ アンケート項目

- ・市民アンケートや事業者アンケートの項目、件数、発送時期についての反対意見は出なかった。
- ・事前に御意見票でいただいたご意見を市民アンケートに反映させる。
- ・市民提供用基礎資料（事業見直しに関する設問に回答する際に回答者が参考とするための補助資料）は、そのまま配布するのではなく、各設問の下に数行で付け加える程度の説明とする。
- ・事業見直しに関する設問の選択肢の順番を考え直す。
- ・期限の関係上、1月中旬には発送する必要があるため、アンケートに関する御意見がある場合は、御意見・御質問票を使用して、年明け早々までに事務局に提出する。
- ・いただいた御意見は、事務局の考えを書いた上で、委員皆様に共有する。

その他

- ・次回以降の審議会では、審議時間をもう少し多めに確保する。

【事務局からの連絡事項】

- ・次回、第2回審議会の開催は7月下旬を予定している。
- ・口座振込依頼書や個人番号届出書などの書類をお出しいただきたい。
本日お持ちでない方は、後でも結構である。

※以降は、各議題についての事務局の説明及び委員による意見交換の記録

なお、「委員A」「委員B」等のアルファベットは、一連のやり取りの中に、異なる複数の委員が存在することを示すために使用している。

【議題(1) 会議の公開について】

会議の公開について事務局が説明し、委員からの反対意見は出ず、本審議会の会議を公開することとなった。

【事務局の説明】

- ・会議の公開は、市民との情報の共有化を図ると同時に、パブリックコメントや、附属機関の公募委員の参加につながり、市の施策の決定や実施に当たって、市民の積極的な参画を求めるために重要な位置付けとなる。
- ・熊谷市では、「熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱」を平成20年10月1日から施行し、この審議会を含む附属機関を原則公開とし、会議の傍聴及び会議記録の公開を行うことについて規定している。
- ・附属機関の会議は、原則公開だが、要綱第3条第1項の各号のいずれかに該当する場合（附属機関の法令又は条例の規定により会議が非公開とされているとき、熊谷市情報公開条例第7条第1項に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うとき、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき等）には、非公開とできる。
- ・非公開と決定した場合には、市民が理解できるように理由を明確にしておかなければならない。
- ・本審議会ではこれまで毎回公開としていた。

【結論・決定事項】（再掲）

本審議会を公開とする。

会議を公開することにはなったが、傍聴人の人数や会議記録の作り方等の詳細事項については、各委員から様々な意見が出された。

【事務局の説明】

- ・詳細事項として、①傍聴人の人数、②傍聴人の受付の方法、③会議記録の作り方について決める必要がある。
- ・前回の審議会では、傍聴人の人数は5名、受付方法は先着順、会議記録は要旨のみとし、委員の名前は非公表としていた。

[傍聴人の人数についての意見交換]

(委 員) 傍聴人の人数は、できるだけ多い人数を設定した方がいい。会場が狭いを入れる人数が少ないが、会場は毎回この場所（熊谷市緑化センター2 階研修室）で固定か？

(事務局) 会場は、その都度、市役所の周辺で確保できた場所で開催する予定のため、固定ではない。事前にホームページ等で開催場所・日時をお知らせする。

(委 員) 傍聴人の過去の実績は？

(事務局) 過去には一人も傍聴に来ていない。ホームページや情報公開コーナーでお知らせしているが、実際に傍聴人が来た実績はない。

(委 員) 公開する意味は何か？

(事務局) この計画は今後の高齢社会の対策を進める上で羅針盤となるものだが、それについてどのような審議が行われているのかを市民の皆様に見ていただき、透明性を確保するためというのが目的の一つである。

(委 員) それならば人数を制限する意味はない。広く関心を持っていただき透明性を確保するためには、人数を制限するのは違和感がある。今の時代、例えばインターネットで中継するなど、別の公開の方法があるはずである。

(会 長) 傍聴人の人数は、制限するという趣旨で定員数を決めるのではなく、会場のキャパシティの問題と思う。このため、必ずしも 5 人に絞らなければいけないことはない。会場の準備の都合上、無制限とするわけにもいかないだろうと思うので、10 人でいかがか。

(委 員) 人数を制限する意味があるのかということを行っている。キャパシティの問題ならば、インターネットで公開できるようにしたらどうか。会議室の中で審議したことが全く伝わっていない。興味のある方はたくさんいる。スマホを使用する方もたくさん出てくるので、そのような方に教えるきっかけにしたらどうか。

(事務局) キャパシティの問題と「熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱」第6条で、定員に係る手続を定めるものとなっていることの2点がある。現実的な面を考慮しながら、一旦、定員を定めさせていただきたい。インターネット公開などへ手段を広げることについては、本審議会や事務局だけで決められないため、御意見があったことを所管部署に伝え今後検討させていただきたい。今回から即時切り替えるのは現実的に難しいため、ご理解いただきたい。

(委 員) 理解はするが、事務局は、この意見を持ち帰り、なるべく多くの市民の方に伝えていくために何がよりベターなのか、考えていただきたい。

[傍聴人の人数・受付方法の結論・決定事項] (再掲)

- ・傍聴人の人数は10人とする。
- ・傍聴人の受付の方法は、従前どおり先着順とする。
※この点に関しての反対意見は出なかった。
- ・インターネット公開など、審議会の公開手段について、委員からの意見を所管部署に伝え、より良い別のやり方について今後検討する。

会議記録の作り方に関しては、「①委員名の公表」、「②資料の公表」、「③記録の詳細度」、「④承認プロセス」の4つの論点が挙げられ、各委員から様々な意見が出された。

①委員名の公表について

[事務局の説明]

これまで会議記録は要旨のみの記載とし、委員名は非公表としていた。

[委員からの意見]

- ・委員名を非公表とすることは適切とは言えないのではないか。
- ・委員名の一覧を公表すべき。

②資料の公表について

[事務局の説明]

- ・現状、本市の他の審議会においても検討段階の資料を公表している事例は稀であり、これは意思決定プロセスを閲覧した市民の方の混乱を避けるための判断と推測される。今回も非公表でいいか。
- ・情報公開の重要性を把握しつつも、記録作成に係る事務負担および他の審議会との整合性を勘案し、確定事項に関連する資料の添付を前向きに検討したい。

[委員からの意見]

- ・市民が関心を持つようなアピールが大事であるため、詳細な記録や決定時点での資料の添付は必要。
- ・言葉で理解しきるのが困難なスケジュール表等については、承認されたものは添付すべき。
- ・文字では書ききれず、資料があることで分かるものもあると思う。
- ・議事進行で事務局が「資料何ページを…」と説明すると思うが、記録を読んでも資料がないと分からない。
- ・文字起こしの場合「資料の何ページ」という記載となるため、資料の中身を記録の中に詳細にまとめる作り方をすればいい。
- ・詳細を書くのであれば、議題や資料の内容も事務局が説明した上で各意見が出てくるため、資料はあまり添付しなくてもいいのではないか。
- ・資料を見なくても理解できるくらい詳しい記録を作れば、必ずしも資料の添付はしなくていいのではないか。
- ・詳細に書いても分かりにくい部分がある場合、決定時点の資料と一緒に添付すればいい。
- ・他の審議会はともかく、この審議会が先例をつけていただくことを希望する。

③記録の詳細度について

[事務局の説明]

- ・ これまでは書き起こしではなく、要旨をまとめる形であった。
- ・ 「熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱」に会議記録のフォーマットがある。記載事項は、附属機関の名称、開催日時、開催場所、出席者、傍聴人の人数、問い合わせ先（所管課）、議題と内容である。
- ・ 議題や内容は、「こういう議題があり、こういう内容を議論した。こういう質問が出て、こういう対応をすることにした。」のように記載している。
- ・ A 4 用紙 1 枚以内に収めなければならないという制約はない。

[委員からの意見]

- ・ 「熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱」第 10 条第 2 項に、「会議の概要等を記載」とあるが、他の審議会でもそうだが、熊谷市は本当に概要しか書いていない。
- ・ 貴重な意見が出ているにもかかわらず、公表されず、市民の方にご理解いただけていないと思う。
- ・ 傍聴人の人数を限定するのであれば、会議記録は、詳細を全てホームページ等で公表したほうがいい。
- ・ 審議会の内容が分からないと市民は意見も持てない。詳細を見ることで傍聴しようという気になると思う。
- ・ 審議会ですっかり良い意見が出ているので、その内容が市民の方に伝わり、それへの反響をいただく等となればよいと思う。
- ・ 概要だけでなく議論の中身を書いてほしい。それが会議記録である。
- ・ 要旨だけでなく、資料をあえて添付しなくてもいいくらい詳しいものにし、決定事項についても別紙を見なくてもわかるくらいに作るようにすればいい。
- ・ どのような議論があり、どのような結論になったかが分かるように、詳細に書き込む形で整理するといい。
- ・ 熊谷市も DX 化を推進しているのなら、会議の録音を AI で要約するという方法で事務負担の軽減化を図れるのではないかな。
- ・ 良い意見が出ても、カットされたり事務局に都合のいい意見だけを載せるとことになっては困るため、経緯を全て公表するのが望ましい。

④承認プロセスについて

[事務局の説明]

- ・ 事務局が作成した会議記録について、審議会の委員に内容を確認してもらってから公表するという担保はとっていない。
- ・ これまでの記録内容は要旨であり、議題や最終的な結論など、審議会の中で共通認識されている内容を載せているため、公表前に委員一人ずつに承認を取るプロセスは設けていない。

⑤会議記録の作り方の結論・決定事項（再掲）

- ・委員名の公表については、公表することとし、委員名の一覧を記載する（別添資料に目を移さなくて済むように、会議記録の「出席者」欄に列記）。
- ・資料の公表については、必ずしも全部添付する必要はないが、添付しないと分かりづらい場合は添付することとする。
- ・記録の詳細度については、逐語録（書き起こし）ではないが、できるだけ詳しいものを作成する。資料の何頁目というのを見なくても、審議内容や決定事項が分かるような記録にする。
- ・承認プロセスについては、今回どのような会議記録を公表するかについて西村会長に一任する。事務局が会長にまず提出し、各委員の御意見を回想していただきながらチェックをしていただいた後に公表する。
- ・今回は上記のようなやり方で実施し、今後、再検討した方がいい点があれば、次の審議会で検討する。

【議題(2) 高齢社会対策基本計画「ア スケジュール概要」について】

今回から来年度末頃までにかけての、審議会および計画策定に係るスケジュールについて事務局が説明し、意見交換を行った。

【事務局の説明】

- ・スケジュールに関する資料は、【資料4】熊谷市高齢社会対策審議会スケジュール（案）と、【資料5】熊谷市高齢社会対策基本計画策定スケジュール（案）の、2種類がある。
- ・資料4は、審議会とそれに関連するイベントが書かれており、資料5は、基本計画策定に必要な全てのことが書かれている。2つの関係については、資料5の中から審議会とそれに関連する部分を抜粋したものが資料4となる。本日の審議会では、資料4を使用して審議会に係るスケジュールを説明する。
- ・本日 12/25 第1回審議会開催
議題：儀礼的手続、会議の公開、スケジュール、将来像等の修正、アンケート項目
- ・1月中旬頃 アンケート調査票の発送
通数：市民アンケート 2,500件(40～59歳 1,000件、60歳以上 1,500件)
事業者アンケート 50件程度
回答期間：3週間程度
- ・2月中旬頃 回収した調査票を委託先のコンサルタントに渡す
- ・3月末まで 集計・分析、報告書の作成まで実施予定
- ・5月上旬頃 委員の皆様にアンケートの結果報告書を送付予定
- ・7月下旬頃 第2回目審議会 開催予定
議題（予定）：アンケート調査結果の報告、次期計画の素案の審議
- ・11月上旬頃 第3回目審議会 開催予定
議題（予定）：次期計画案の審議
- ・12月22日頃 市議会全員協議会で御意見をいただく
- ・令和9年1月 パブリックコメント実施予定（第3回審議会までの案にて実施）

- ・ 2月上旬頃 第4回目審議会 開催予定（最終回）
議題（予定）：パブリックコメントの結果、次期計画案の最終審議
- ・ 2月下旬頃 市長へ答申予定（計画の中身の確定・決裁後）
- ・ 委員の委嘱任期は、本日令和7年12月25日から、答申の日までの約14か月間の予定。
- ・ 令和9年3月末までに、完成した計画書を本市ホームページで一般公表予定。
- ・ 印刷業者に依頼し、製本した計画書の冊子を、各委員宛に郵送で送付予定。

[意見交換]

（会 長）熊谷市高齢社会対策基本計画は大里広域市町村圏組合が作る介護保険事業計画と関係があり、介護保険事業計画も概ね同じようなスケジュールだと思うが、前後関係や総合調整はどのようにしているのか？

（事務局）通常の市町村では高齢者計画と介護保険事業計画を一体で作っているため、密に調整していると思いますが、熊谷市と大里広域市町村圏組合は各々で計画を策定しており、あまり密な調整はせずにお互い独立して進めている。ただ、来年の8月頃を目途に、大里広域市町村組合に意見照会を実施する予定である。

（委 員）来年7月頃には計画が出来上がってくるのか？

（事務局）素案のレベルまで行きたいと思っている。どの程度まで詰められるかは進捗次第なるが、少なくとも大枠の骨子、あるいはその中身も、ある程度行けるところまで行きたいと思っている。

（委 員）計画の素案とは、計画そのものとは別のものか？

（事務局）ベースとなる骨子は、現行計画にかなり近い構成になると考えている。高齢社会対策基本計画も介護保険事業計画も、3年毎の短期サイクルで継続的に見ていくものであるため、急激な大きい変化はない。これまで実施してきたことを、時代に合わせて、修正、新規追加、廃止等の調整をしながら見直していくことになるため、大枠の骨子や構成は似たものとなる。

（会 長）要旨ではなく、案の形で出てくるのか？

（事務局）そのように考えている。

（委 員）私は自分の意見を事前に出したが、そのようなものも加味されて案になるのか？

（事務局）具体的な御意見をたくさんいただいたので、考慮させていただきたいと思っている。さらに、会長を含め委員皆様の御意見もいただきつつ案を作っていきたい。

（委 員）私の意見がどう議論されて、どうまとめられて案になるかという説明はどこにあるのか？

（会 長）7月下旬に開催予定の第2回審議会の2週間程度前までには、おそらく素案ができ、各委員に事前に受領いただき、第2回審議会の時に御意見をいただいて審議することになる。そのような作業を、第2回審議会と第3回審議会で行うことになる。

(委 員) 今日の段階で意見票を出しているのは私だけと見受けられる。他の皆様は意見票を持っているけど出せないのか、全く見ていないのか、どちらかであろうが、自分が出した意見に対して皆様がどう思うのかも分からず、これでは全く議論にならない。これでは、提出した意見に対して事務局に恣意的な操作をされてもおかしくない。そのようなことが全く見えない。何のための審議会なのか。忙しい中、これだけ集まってね。私は実になる仕事をしたい、時間を使いたい。何が問題でどうすべきなのかなど、本物の議論をしなければだめである。私だけがこのようにしているのではしかたがない。これが、全くバックグラウンドのない一市民の意見である。それをどう拾うのか。私の意見が何も反映されず捨てられると思うならば、私は市長に直談判し、このような審議会はだめじゃないかと話をする。

(会 長) 審議会の進め方について理解していただきたい。提出していただいた御意見は、ほぼ『高齢社会対策基本計画（令和6年度から令和8年度）』に対する御意見であるが、この計画は、既に決まっており現在実際に実施されている令和6年度から令和8年度の計画である。我々がこれから審議をして、来年度中に決めようとしているのは令和9年度から令和11年度までの未来の計画であり、それについてはまだ素案も出ていない段階である。素案も出てないので、それに対して意見を言う段階には来てない。本日は、今後のスケジュール等のロジスティックな事柄を決める段階である。令和9年度から令和11年度の計画で考慮してほしい意見を事前に出していただくのは大いに良いと思うし、それを反映して次の素案を作っていくことになるのだが、審議会としてそれを議論するのは、第2回審議会の時に、素案を土台にして行うことになる。そのため、御意見を事務局に提出するのは構わないが、それを審議するのは第2回審議会においてということになる。本日の議題は、スケジュール、将来像、アンケートとなっているので、その点は理解していただきたい。

(委 員) 私はこの審議会に初めて出て、正直な話を言っているだけである。この審議会をみんなのものにしたいと感じているだけである。会長が今お話されたことは分かったが、私の意見を事務局がどう受け取っていくかは、もちろんずっと見ていく。次に出される情報をもらえれば、また読んで意見を出す。

(事務局) 今回、事前にお渡しした様式に則って19個の御意見・御質問をいただいております、その様式でいただいているものについては、御意見に対する事務局の考えを書いた上で、本日、資料9として、委員皆様に配付し共有できるようにしている。事務局だけが読んで何もしないということはないため、その点はご安心いただきたい。なお、現行計画についての御意見についても、次期計画を良いものにするための御意見であるところちは受け止めるので、御意見があればまた書いて提出していただければと思っています。

(委員A) 案を審議するのは、第2回審議会と第3回審議会になるのか？ それとも審議は第2回目だけであり、第3回目の時にはもうほぼ出来上がっていて方向としては変えないのか？

(会長) 議論の進捗によると思うが、基本的には第2回目でできるだけ意見を出して、第3回目はパブリックコメントに出す案を作るという段階となる。第2回目と第3回目の2回かけてもんでいき、パブリックコメントに出す案を作るということだと思う。

(委員B) 前回の審議会の感覚でいうと、審議は第2回目までだったと思う。その後は内容の修正程度であった気がする。前回の審議会のスケジュールは、もっと詰まっていなかったか？

(事務局) 前回(令和5年度)は単年度の中で実施している。初回の審議会を、アンケート結果が出て報告書がまとまった後で発足していたため、詰まったスケジュールであった。しかし今回は、アンケート項目を御覧いただくために、早期に審議会を開始したため、前回と比べて期間が数ヶ月長くなっている。

(委員) 前をもって資料を出していただくと、案に目を通す時間があるため、審議会においてははっきり決められると思う。

(事務局) 事務局としても、審議会の場で初めて出すのではなく、事前にお配りしお目通しいただきたいと考えている。お渡し方法については今回課題が見つかったため委員ごとに対応させていただくが、皆様に事前に見ていただけるよう配慮したいと考えている。

【結論・決定事項】(再掲)

- ・審議会のスケジュールについて、反対意見は出なかった。
- ・案の審議は第2回と第3回の計2回の審議会を実施するが、第3回目でパブリックコメントに出す案を作ることになるため、できるだけ第2回で意見を出しておくよう意識する(ただし進捗状況による)。
- ・第2回審議会の開催前に事前に素案を各委員に配付し、事前に目を通していただき、審議会の際に御意見をいただく。
- ・資料の事前配付の方法は委員ごとに対応する。
※電子メールでの配付の問題点として、添付容量の制限や、家庭用インクジェットプリンターでは両面印刷が困難であることが分かった。
- ・いただいた御意見は、事務局内部だけで保管せず、委員全員に配付し共有する。
- ・来年8月頃を目途に、大里広域市町村圏組合に意見照会を行う。

【議題(2) 高齢社会対策基本計画「イ 将来像等の修正」について】

平成15年度から20年以上に渡り引き継いできた、高齢社会対策基本計画の将来像等について、令和9年度からの次期計画で修正したい旨を事務局から説明し意見交換を行った。

[事務局の説明]

<資料の説明>

- ・将来像等に関する資料は、【資料 6－1】将来像等の修正案、【資料 6－2】将来像等（現行計画）の 2 つ。資料 6－1 はこれから策定する次期計画の案。資料 6－2 は現行計画のもの。

<将来像の説明>

- ・将来像は、熊谷市が将来に目指すべき姿として掲げる理想状態・ビジョンである。
- ・現行計画の将来像「いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや」を、次期計画では「いきいきあんしん 共生と持続のまち くまがや」に修正したい。「元気で長寿」という言葉を、「共生と持続」に修正したい。
- ・熊谷市では、市民の皆様が健康寿命を延ばし元気に長生きできることを願い、平成 15 年から現在の将来像を掲げてきた。20 年以上に渡り掲げてきた大切な将来像だが、この度の計画の見直しのタイミングで修正したい。
- ・決して「元気」や「長寿」を否定するものではない。ひとりひとりが元気で長生きすることは、不変の願いであり土台となるようなものである。
- ・高齢社会を取り巻く環境の変化、昨年 9 月に 6 年ぶりに改正・閣議決定された「高齢社会対策大綱」や、本市の総合振興計画や地域福祉計画等の計画類との方向性や内容の整合性を踏まえ、「今後、高齢者の割合がさらに大きくなる中で、全世代がつながり合い支え合って地域を創っていく必要」があり、「そのような地域社会を、未来に持続させていかなければならない」と考え、そのことを表現するため、「元気で長寿」という個人寄りの言葉から、「共生と持続」という地域社会寄りの言葉へと修正したい。なお、前段の「いきいきあんしん」という言葉は、高齢者が社会で活躍している状態や快適に暮らしている状態といった良い状態を表す言葉としてこのまま継続して使用したい。このような修正により、全体として、個人と地域をバランス良く取り入れた、時代に合った将来像になると考える。

<将来像の具体的記述 の説明>

- ・将来像の直下に記載している「具体的には」という 4 つの箇条書きであるが、これらは将来像の言葉を具体的に説明し直したものである。
- ・「理想状態が実現できている熊谷市とは、具体的にはこういう社会であり、またこういう社会でもあり、またさらにこういう社会でもある」という説明の記述であり、理想状態になっている熊谷市の姿を、少しずつ視点・観点をずらすことで見えてくる 4 つの様相・側面を書き並べたものである。
- ・これらについても、地域への参画、社会の担い手、全世代の支え合いといった、地域共生社会に関する言葉を使用し補強している。

<基本理念の説明>

- ・「将来像」や「将来像の具体的記述」に引き続いて「基本理念」の記述があるが、これについても、将来像の修正と整合するように修正した。
- ・理念 1「健康と生きがい」は、土台となる理念であり継続使用することとし修正していない。
- ・理念 2「生涯現役」は、「地域参画と生涯活躍」と修正した。これは、高齢者の活

躍の場を、自身の就労や趣味活動といった範囲だけでなく、さらに地域活動といった社会的役割を持つものへと拡大し、社会の担い手・支える側としての充実感や生きがいも感じていただきたいという思いからこのようにした。

- ・理念3および理念4については、まず、「自立と選択」を「尊厳と自立・選択」とした。これは、孤立を防ぎ、最期までその人らしい人生を全うしてほしいことを表現するためである。そして、「支え合い・連携」を「地域共生」とした。これは、手段寄りの言葉を、より理念的で今後目指していくべき地域共生社会を表す言葉にするためである。
- ・各理念の下の説明書きの部分も、地域共生社会の実現の方向性で修正を行った。

<基本目標の説明>

- ・基本理念の後に「基本目標」とその説明書きが続くが、これに関しても、修正の方向性は、将来像や基本理念に沿うようなものとなるよう意識している。

<まとめ>

- ・将来像、将来像の具体的記述、基本理念、基本目標、いずれも地域共生社会の実現とその持続性を前面に出した表現に修正している。
- ・将来像等については、地域共生社会の実現や持続といった大枠の方向性はそのままでありたいと思っているが、計画書の中で使用する細かい用語や言い回し等については、より良い表現や不適切な表現があれば、適宜調整し対応方法を検討していきたい。

[事前提出された御意見票への事務局の回答]

資料9の⑬で、問題点を3つ御指摘いただいております、順に次の3点。

- (1)「共生と持続」という言葉が美しいが抽象的
- (2)4つの箇条書きがすべて“理想状態”で、優先順位や現実との距離が見えない
- (3)「自ら～取り組んでいる」「自ら～創り出し」という表現が多く、“できない人はどうなるのか”が書かれていないようです。

- (1)抽象的という御指摘については、将来像がそもそも理想状態を記述したものであるため、あえて抽象度の高い言葉を使用しており、この点ご理解いただきたい。
- (2)4つの箇条書きは、将来像の具体的な4つの様相・側面を書いたものと説明したが、あくまでも将来像という理想状態を言い換えたものであり、理想状態であることに変わりはない。優先順位については、特段優先順位は設けてはいないが、まずは健康・元気であると思う。それを基盤とし、それ以外の3つがあるといった感覚である。
- (3)「できない人はどうなるのか」についてだが、考え方として、理想状態を記述する文脈においては「できない人」を置いていない。どのような方であっても、程度の差はあれ本質的には、「自らの人生をより良く生きたい」といった思いを心の中に持っており、それを実現できる潜在能力を持っているはずの存在である、という見方をしている。

このため、例えば、引きこもりがちな方も、お金・食べ物の給付や伴走型の相談支援を最初は受けていても、少しずつ規則正しい生活を回復し、人とあいさつや会話ができ、アルバイトができ、人生の楽しみができ、同じように引きこもりがちな人の相談にのり、地域の担い手となって積極的に活躍することは可能である。本来的には「できる人」であり、支える側にもなれる人である。できない人はいないという考え方である。

ただ、現実的には、御指摘のとおり、計画書を見て、「できない人はどうなるのか」、「自分は支援の網の目からこぼれ落ちてしまうのではないか」という疑念を抱く市民の方はいらっしゃるので、対応策として、将来像の具体的記述の4番目の記載中の「どのような状態にあっても孤立することなく」という部分を、「どのような状態にあっても誰一人孤立することなく」というように、「誰一人」という言葉を挿入したいと思う。

[意見交換]

(会 長) 本日決め切れなくてもいいか？

(事務局) 方向性について御承認いただければ、その後の用語の細かい調整等は、今後の審議会の中で、見直しのタイミングを入れさせていただく。

(委 員) 現行計画を見て、第2節に基本理念、第3節に基本目標が書いてあるが、基本理念の方が上か？

(事務局) 基本理念の方が上である。その下に基本目標がある。また、資料6-1や資料6-2の5ページ目以降に、全体の構造図があるが、一番上が将来像、その下に基本理念があり、その下に基本目標、基本施策、主要施策が続くという構造となっている。

(会 長) 具体的な施策がどうなってくるのかを見ないと本当のところは分からないが、本日は、従来の個人よりのイメージよりも地域寄りのイメージを出すために、地域共生という言葉を使い、それに基本理念と基本目標を据えていくという、大きな方針についてどうかということである。

(委 員) 自助や互助という言葉は使わないのか？ そのような方向に向かっているようなイメージだが。

(事務局) 計画内の説明部分や主要施策内では、そのような言葉も入ってくる想定である。

(会 長) 「自ら自ら」という言葉が出ると、自助という感を強調しているように感じたところだが、先ほど事務局から提案のあった「誰一人として」という言葉の付け足しや、基本理念の説明書きや、将来像と支援がリンクして書いてある等があるため、心配なくなっているかなと思った。

(委員A) 将来像の修正案「いきいきあんしん 共生と持続のまち くまがや」だが、これだと、一般市民を対象にしてもおかしくないということになる。「元気と長寿」がなくなっているのは、ちょっと寂しい気がする。要は、健康長寿の高齢社会を目指す共生と持続ということだと思う。言葉の間に、「元気と長寿」を入れると少し長くなるが、入れるわけにはいかないのか。

	(会 長) ポイントは、高齢者というより高齢社会の将来像、ということである。 (委員A) スローガンというのは、一言で指している内容が分かるものがいい。 (事務局) 方向性として、地域共生社会の方向には行きたいが、本日確定させなければならぬわけではなく、言葉の調整や付け足しは可能である。理想像はスローガンの的であり、あまり長いと良くないため、端的にうまく表現できるものがあればお知恵をいただきたい。 (会 長) 「いきいきあんしん 共生と持続」というのは、これだけ見ると地域福祉計画みたいである。 (事務局) 上位計画の地域福祉計画の方向性も意識をしている。これからは、全世代・多世代の連携も意識する必要がある。これまでの20年間は、健康長寿ということでやってきたが、国の「高齢社会対策大綱」が改訂されたり、終身サポートガイドラインが出されたりなど、世の中が大きく変わってきており、若い世代から高齢者までみんなで、行政や専門職も含めて地域みんなで一緒に頑張っていかなければならない。そこで、今回このような言葉にしている。 (委員B) 将来像の修正案は、やはり少し違和感がある。高齢社会の将来像ということだが、共生と持続というのは年齢問わずである。私の意見だが、高齢者が将来像を読んだとき、元気で長寿のまちのほうピンとくるのでいいと思う。 (事務局) 元気で長寿を否定するものではなく、本当に大事なものだという認識は変わらない。とはいえ、これからの計画として何を前面に出していくかというところで、20年以上続けて使ってきた言葉を変えるのは怖い、行政として地域共生の方向に向かっていることを、しっかりと全面に出すために、今回思い切って変更したいと思っている。 (委員C) 国の方で地域共生社会に向けてということをやってきているということですか？ (事務局) お見込みのとおりである。 (会 長) 長寿っぽいワードが入るといいと思う。狙いとして、個人一人一人というよりも地域社会全体でというニュアンスのものに言い替えたいという方向性自体は皆様否定していないと思うが、少しふわっとしているところが気になる。 (委員D) 「いきいきあんしん」の「あんしん」という言葉をここに盛り込むのはいかがなものかと思う。キーポイントは元気で長寿と共生と持続となると思うので、安心は入れなくていい。ここで安心という言葉をあえて謳うよりも、この高齢社会をどう捉えていくかというのがメインであると思う。「いきいき」という言葉もいらないかなという気がしている。 (会 長) いろいろ意見を出していきましょう。本日決め切らなくても大丈夫である。
	(委 員) 「持続」とはどういう意味か？ (事務局) 第一は、地域社会の持続という意味である。地域の中で助け合い、支えられていた側も支援を受けることで今度は誰かを支える側にもなり、地域が持続して未来に続いていくというのが、第一の意味である。また、行政であるため、金銭・食べ物・サービスなどの給付といった、社会保障や生活

	保障も、限られた財源やマンパワーが枯渇して回らないとまずいので、社会保障の持続の意味もある。さらに、個々の高齢者がずっといきいきと生きていける、働き手や子どもたちも未来に希望を持って、大人になり高齢者になり命をつないでいける、といった意味合いも、思いとして込めている。ただ、何かひとつ選ぶとしたら、地域社会の持続である。 (会 長) 財政的優遇性というのは、この高齢社会対策計画の場合は、介護保険事業計画と違いそれほど大きくないので、どちらかというと地域の可能性を強調しているだろうと思う。もう少し説明が書かれてあるといいと思う。案では説明が目標のところの2行ほどあるが、これだけだとやや足りないと思う。 (委員 A) 先程も発言したが、「いきいきあんしん」も「共生と持続」も、世代共通の問題である。高齢社会の将来像としては、やはり健康長寿が不可欠であると思う。したがって、案としては、「いきいきあんしん」を取り外し、「健康長寿を目指す」や「健康長寿を目指し持続する共生のまち」というのがいいと思う。「いきいきあんしん」というのは、子どもを育てるのにも大事な言葉でもあり、若い人にとっても大事な言葉であり、全世代の共通言葉だと思う。むしろここは、高齢社会の将来像に特化した文言がいいと思う。 (会 長) であるので、先ほどから、長寿っぽいワードが入ると良いと言っている。 (事務局) 地域共生社会の方向性はご賛同いただきたいと思います、どういう言葉を使うかは今後も引き続き聞かせていただくこととしたい。 (会 長) 今までの、どちらかというところと一人一人という言葉よりも、地域ぐるみの言葉にしたい、その言葉を地域共生社会ということにしたいということであるが、長寿を否定する話ではないので、そこは文言のところで工夫ができると思う。そのようなことなのだが、大きな方向性自体については、相違はあまりないか？ (委員 A) 抽象的だが、説明されればわかる。でもこれは一発でキャッチーではないので、私も含めて高齢者は「ん？何？」となる。そして、「元気で長寿」というのはキャッチーで「ああ、確かにそうだよな」と納得できるが、「共生と持続」だと抽象的である。私は理解できるが、どうまとめるかは、アイデアしだいだが、「元気」「長寿」「共生」「持続」というあたりの文言を入れてまとめたらいいいのではないか。「いきいきあんしん」は全世代の共通のことなので、高齢化社会に特化した方がよく、健康で元気で長寿で共生で持続できる、それが我々の場である、というふうなものにまとめていただけるといいと思う。 (会 長) ワードの工夫でできることであると思う。 (委員 B) 熊谷市の高齢社会対策基本計画を立てるときに、今まで一番トップに持ってきていた「元気で長寿」を、あえて観点を、地域共生社会に少し移していくとか、重点をそちらに移していこうという考え方を説明されたが、ここのところでも全部言い切るのはなかなか難しい。しかし、トップのところでもまず一言あり、その下が構造的な階層となっているので、その中で補足していけばいい。もともと高齢社会の政策・対策であり高齢者のことを書くわけだから、その内容として高齢者のこと、安心安全、元気長寿
--	---

という説明が当然入ってくると思うため、全体の計画としては、そういう入れ込み方があると思う。先ほど、今、結論が出なくてもいいという話があったので、いろいろ意見が出てきたところなので、次回の時まで、さらにこういう言葉の方がいいのではないかと、というのがあれば、また意見させていただく。

(会 長) もう少し進めていくということでもいいかと思う。いろいろな意見が出たので、今日決める必要はなく、出た意見を参考にして、また次回、これについては検討していただきたいと思う。

〔結論・決定事項〕（再掲）

- ・新たな将来像に使用する言葉について、個人寄りの言葉から地域社会寄りの言葉に変更する方向性については、反対意見は出なかった。
- ・「地域共生」や「持続」という言葉についての説明が不足しているため、どこかで補足説明を入れ、読み手が理解できるように工夫する。
- ・将来像の表現に関して、健康長寿のような高齢者に特化した言葉を入れたいという意見が多かったため、言葉を工夫し、次回の審議会です再検討することとなった（※一方で、階層構造になっているため下の層の部分で補足すればいいという意見も出た。）。
- ・「自助」や「互助」という言葉も、計画内の説明部分や主要施策内といった下の層で使用する想定。
- ・その他の細かい言葉についても今後調整や見直しをしていく。

【議題(2) 高齢社会対策基本計画「ウ アンケート項目」について】

1月中旬に発送を予定している、市民アンケートおよび関係事業者アンケートの考え方や、設問や選択肢等の項目について、事務局から説明し、委員と意見交換を行った。

〔事務局の説明〕

- ・アンケート項目に関する資料は、【資料 7-1】、【資料 7-2】、【資料 7-3】の3つである。このうち、資料 7-1 が市民アンケート項目、資料 7-2 が市民アンケートの中の事業見直しに関する設問に回答する際の補足資料（基礎資料）、資料 7-3 が関係事業者アンケート項目である。
- ・アンケートについては、前回までは審議にかけておらず、アンケート調査が終了しその報告書ができてから審議会を立ち上げていた。しかし、前々回と前回において、審議会を通さずにアンケートを実施してしまうのはいかがなものかというご意見が出ていたため今回、議題にあげることにした。
- ・資料 7-1、市民アンケートであるが、調査対象者は、市内在住の40歳以上で、介護保険の要介護認定を受けていない市民2,500人。その内訳は、40歳から59歳が1,000人、60歳以上が1,500人。令和8年1月1日現在の住民基本台帳のデータから無作為抽出により対象者を選定予定である。
- ・市民アンケートの設問と選択肢づくりの基本方針として、前回の計画策定の際に使用した調査項目をベースとすることとした。大幅に変更することも検討したが、これまでの調査との連続性を保ち、傾向の推移や変化の有意性を見るためにも、前回のものをベースにすべきとのコンサルタントからの助言も考慮しそのようにした。

- ・しかし、前回の調査項目をベースとしながらも、文言の修正や選択肢の変更は多少行った。また、類似の設問は統合した。さらに、今回は、地域共生社会や生活の悩みに関する設問、認知症や移動支援、難聴支援、終活支援など、最近、話題になっている設問も追加した。
- ・そして、今回は、毛色の異なる設問もいくつか入れている。問36から問41である。問1から問35までは、現在の生活実態・ニーズを把握することや、施策の潜在的なターゲット層を探ることが目的である。これに対して、問36以降は、現在の事業の見直しや資源の配分の参考とするために設定した。設問意図の変わり目が分かるように前置き文章を記載し区分けしている。さらに、実際に発送するアンケート調査票では、配置を工夫して回答者が混乱しないように留意する予定である。
- ・見直したい事業の内容は、伝統的なお祝い事業として昔から続けてきた、敬老祝金や敬老祝品事業、百歳訪問や最高齢者訪問事業。そして、敬老会主催団体への補助金交付事業、老人福祉センターの運営に関する事業。これらの事業については、これからもこのまま続けていくべきか、それとも見直しを行いこれからの高齢社会にふさわしい形に変えていくべきか、市民の皆様がどのようにお考えになるかお聞きしてみたい。
- ・その際、回答の際の補助資料としてもらうために、資料7-2のような、各事業に関する件数や金額の推移を示した表やグラフを、回答者へ提供したいと考えている。
- ・前回の実施時にはあった設問をいくつか廃止した。類似の設問を統合したり、多くの項目を一気に問うような回答者の負担の大きいもの、虐待など回答者の心理的負担が大きそうなものなどを廃止した。
- ・設問数については、前回の実施時は大きな設問が34問あり、回答による分岐・枝分れで必要回答数が増加し、最低でも67問は回答必須であった。それに対し、今回は大きな設問は42問であり、前回と比べて8問増えたが、そのかわり分岐や枝分れが少なく、最低回答数は45問とした。まとめると、大きな設問は42問で前回より8問増加、最低回答数は45問で前回より22問減少となった。
- ・種別ごとの設問の内訳は、年齢や居住地域などの基本的な設問が4問、健康について3問、地域社会について6問、仕事について1問、生活について11問、デジタルについて2問、権利擁護について2問、認知症について6問、事業見直しについて6問、自由記載1問、合計で42問。
- ・資料7-3、事業者アンケートであるが、本市は、大里広域市町村圏組合が介護保険事業の本部という特殊な事情もあり、事業者アンケートについては、本市ではこれまで実施していなかったため、実施するのは今回が初めての試みである。コンサルタントが、他の自治体の実績をもとに、本市の将来像に合うように調整した調査項目を設計し提示してきた。事業者アンケートの対象者は、地域包括支援センターや介護保険事業所であり、最大50件程度で実施したいと考えている。
- ・大里広域市町村圏組合が実施している介護保険事業計画のためのアンケート調査が本人やその家族などの個別の生活支援のニーズを聞いているものに対し、高齢社会対策基本計画のためのアンケートでは、事業者・経営者視点であり、組織としての実態や行政への要望などを問うもの、基盤の整備に係るものが主となっており、両者は少し違うものとなっている。
- ・事業者アンケートは、コンサルタントがウェブサイトで回答フォームを作成し、事業所の回答者は、QRコードを読み取ってアクセスし、インターネットで回答する方式である。

[意見交換]

(会 長) アンケートについては、審議会が行うアンケートではないので、ここでは了解するというものと思うため、皆様のご意見を出していただいて、それを反映して実施していただくことにしたいので、ご意見をいただきたい。

(事務局) 事前に委員から御意見票でいただいているアンケートに関するご意見も、資料 9 に全て事務局からの回答をまとめているので、お読みいただきたい。

(委 員) 色が薄くなっている部分を付け加えるということか？

(事務局) お見込みのとおりである。赤色にしている関係で少し薄くなっているが、前回実施時から修正や追加をした部分である。

(会 長) 資料 7-2 の市民提供用基礎資料は要らないのではないか。これは読む人の負荷量が多く、しかもすごくいやらしい。事業を見直したいという気持ちが表に出過ぎているため、それよりも設問の下に若干数行で付け加える程度でいいと思う。

(事務局) 表の傾向や状況を簡単に説明するなどか。

(会 長) そうである。こんなに何枚もアンケートに付けるというのはどうかと思う。また、選択肢の順番も考え直した方がいいと思う。

(事務局) 承知した。

(会 長) アンケートについては後日でもいいので、もし意見があれば事務局の方に出してほしい。2 週間以内ぐらいでいいか？

(事務局) 期限があり 1 月中旬には発送しないと年度の終わりが間に合わない。

(会 長) では、年明け早々までに、出していただければと思う。

(事務局) 意見を出していただく際、資料 8 の様式をお使いいただきたい。メールでもファックスでも結構なのでご提出いただきたい。また、いただいた御意見には事務局の考えを書いた上で、委員皆様に共有させていただく。

(会 長) 次回以降の審議会では、審議時間をもう少し多めに確保した方がいいと思う。

(事務局) 承知した。

[結論・決定事項] (再掲)

- ・ 市民アンケートや事業者アンケートの項目、件数、発送時期についての反対意見は出なかった。
- ・ 事前に御意見票でいただいたご意見を市民アンケートに反映させる。
- ・ 市民提供用基礎資料（事業見直しに関する設問に回答する際に回答者が参考とするための補助資料）は、そのまま配布するのではなく、各設問の下に数行で付け加える程度の説明とする。
- ・ 事業見直しに関する設問の選択肢の順番を考え直す。
- ・ 期限の関係上、1 月中旬には発送するため、アンケートに関する御意見がある場合は、御意見・御質問票を使用して、年明け早々までに事務局に提出す

	る。 ・いただいた御意見は、事務局の考えを書いた上で、委員皆様に共有する。
	その他 [結論・決定事項]（再掲） ・次回以降の審議会では、審議時間をもう少し多めに確保する。